

佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（本庁における郵便物等の配布）</p> <p>第11条 法務私学課長は、前条の規定により受領した郵便物は、次の各号により処理しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 書留郵便物及び特別送達郵便物は、特殊文書配布簿（様式第3号）に必要な事項を記入して受領印を徴し、主務課に配布すること。この場合において、特別送達郵便物については、開封してその余白又は封筒に受付日付印を押し、到達時刻を記入すること。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>    公文例式</p> <p>    第1・第2 略</p> <p>    第3 令達文</p> <p>        1・2 略</p> <p>        3 達</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>略</p> <p>××平成 年 月 日</p> <p>略</p> </div>	<p>（本庁における郵便物等の配布）</p> <p>第11条 法務私学課長は、前条の規定により受領した郵便物は、次の各号により処理しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 書留郵便物及び特別送達郵便物は、特殊文書配布簿（様式第3号）に必要な事項を記入して受領印又は署名を徴し、主務課に配布すること。この場合において、特別送達郵便物については、開封してその余白又は封筒に受付日付印を押し、到達時刻を記入すること。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>    公文例式</p> <p>    第1・第2 略</p> <p>    第3 令達文</p> <p>        1・2 略</p> <p>        3 達</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>略</p> <p>××平成 年（<u>          </u>年） 月 日</p> <p>略</p> </div>

改正前	改正後
<p>4 指令</p> <div data-bbox="226 552 1106 836" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p>×平成 年 月 日付け第 号で申請(願出)(伺)の は、  ( の規定により、)(願出のとおり、)(申請のとおり、)  (次のとおり)(次の条件を付して) する。( しない。)</p> <p>××平成 年 月 日</p> <p>略</p> </div> <p>第4 往復文</p> <div data-bbox="226 1158 1106 1281" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日×</p> <p>略</p> </div>	<p>注 1 <u>元号の後に西暦を括弧書で併記すること。ただし、同じ年を複数回表記する場合は、1箇所目は元号の後に西暦を括弧書で併記し、2箇所目以降は西暦併記を省略することができる。</u></p> <p>2 <u>達の年月日については、1のただし書の規定にかかわらず、元号の後に西暦を括弧書で併記すること。</u></p> <p>4 指令</p> <div data-bbox="1153 552 2033 836" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p>×平成 年( 年) 月 日付け第 号で申請(願出)(伺)の は、( の規定により、)(願出のとおり、)(申請のとおり、)(次のとおり)(次の条件を付して) する。( しない。)</p> <p>××平成 年( 年) 月 日</p> <p>略</p> </div> <p>注 1 <u>元号の後に西暦を括弧書で併記すること。ただし、同じ年を複数回表記する場合は、1箇所目は元号の後に西暦を括弧書で併記し、2箇所目以降は西暦併記を省略することができる。</u></p> <p>2 <u>指令年月日及び指令に係る期間等については、1のただし書の規定にかかわらず、元号の後に西暦を括弧書で併記すること。</u></p> <p>第4 往復文</p> <div data-bbox="1153 1158 2033 1281" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p style="text-align: right;">平成 年( 年) 月 日×</p> <p>略</p> </div> <p>注 1 <u>県民宛てに発信するものについては、元号の後に西暦を括弧書で併記すること。ただし、同じ年又は年度を複数回表記する場合は、1箇所目は元号の後に西暦を括弧書で併</u></p>

改正前						改正後					
様式第3号(第11条関係) 特殊文書配布簿						<u>記し、2箇所目以降は西暦併記を省略することができる。</u> <u>2 発信年月日については、1のただし書の規定にかかわらず、元号の後に西暦を括弧書で併記すること。</u> 様式第3号(第11条関係) 特殊文書配布簿					
略						略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。